

## 旧体制下フランスにおける地下出版

— リヨンの印刷業者ブリュイゼによる海賊版『エミール』(1762年)制作の舞台裏 —

Behind the scenes of a pirate version of J.-J. Rousseau's *Emile*, printed in Lyon by Jean-Marie Bruyset (1762)

坂倉 裕治

Yuji SAKAKURA

## はじめに

ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-78) の主著と目される『エミール』の正規版元となったのは、パリのデュシェーヌ (Nicolas-Bonaventure Duchesne, 1712-65) とアムステルダムのネオーム (Jean Néaulme, 1697-1780) である。1761年11月、両者は製作費用を案分する契約を交わし、フランス国内での販売権を前者が、フランス国外 (特にオランダと英国) での販売権を後者が取得した (CC, A245, t. IX, p. 372; cf. n° 1553, t. IX, p. 252)<sup>1</sup>。この契約に基づいて作成され、流通した正規初版本は、8折本と12折本の2種類の判型で製作されたパリ版4巻本と、8折本のアムステルダム版2巻本の、2系統3種類である<sup>2</sup>。『エミール』の様々な版本に関する書誌について、こんにちまでの研究の到達点と目されるマッキーカンの目録では<sup>3</sup>、初版と同じ1762年という出版年を記した『エミール』の版本は、14系統19種類が識別されている。1763年以降の発行年を記したのも、さまざまに現れており、いかに海賊版が多かったかがわかる。

数ある海賊版の中でも、もっとも早い時期に現れたのが、12折本全4巻で制作された、いわゆる「リヨン版」である。デュシェーヌがリヨンの印刷・書店業者ブリュイゼ (Jean-Marie Bruyset, 1719-93?) とともに、ネオームに対するものとほとんど同じ内容の契約を交わしていたこ

<sup>1</sup> 本稿における『ルソー書簡全集』(Correspondance complète de J.-J. Rousseau, 52 vol., Genève : Institut et Musée Voltaire et puis Oxford : Voltaire Foundation, 1965-1998) からの引用は、CCの略号に続けて、書簡番号、巻、頁を当該箇所に ( ) でくくって示す。同書簡全集に収録された付録資料については、書巻番号の代わりにA245のように資料番号を指示する。また、手稿資料については、所蔵先の略号、請求番号、資料番号 (ふられている場合)、紙葉番号を当該箇所に指示する。また、必要に応じて貴重書や特に入手困難な資料についても所蔵先の略号、請求番号を示す。所蔵先の略号は以下の通り。BNF : フランス国立図書館、BML : リヨンの市立図書館、ADR : ローヌ県公文書館、AML : リヨンの市立公文書館、BPUN : ヌーシャテル公共大学図書館、BSG : サント=ジュヌヴィエーヴ図書館。なお、公文書館の資料は大まかな分類の下に雑多な形で箱詰めされていることが多く、請求番号も箱に対して与えられている。個別の資料番号が与えられていない資料を同定するには、日付が決定的に重要である。

<sup>2</sup> 拙稿『『エミール』の初版本認定指標』、『名古屋大学附属図書館研究年報』第15号、2018年3月、1～11頁、参照。

<sup>3</sup> Jo-Ann E. McEachern, *Bibliography of the Writings of J.-J. Rousseau to 1800*, Oxford : Voltaire Foundation, 2 vol., 1989-93. 第1巻が『新エロイズ』を、第2巻が『エミール』を扱っている。

とは、ルソーもネオームもまったく知らなかったのである。しかし、制作途中の段階でこの海賊版を知る人物が、ルソーの身近にも存在していた。王権による出版統制を統括する出版統制局長という立場でありながら、ルソーやエルヴェシウス (Claude-Adrien Helvétius, 1715-71) などの著作の出版を陰で助け、ルソーからも絶大な信頼を得たマルゼルブ (Chrétien-Guillaume de Lamoignon de Malesherbes, 1721-94) は、1761年12月7日付のルソー宛て書簡で、デュシェーヌ、ネオームの他にも、『エミール』を印刷している業者がいることをほのめかしている (CC, n° 1578, t. IX, p. 298 ; cf. p. 299 note d)。タイトル・ページに発行地アムステルダム、発行者ネオームと偽って記したりヨン版は、デュシェーヌのパリ版とほとんど同時に現れ、『エミール』が断罪される前に販売を開始し、主としてドイツ語圏で流通して版を重ねた。本稿では、この海賊版制作の背景となった事柄について、残された情報を整理する作業を通じて、旧体制下のフランスにおける印刷出版業にかかわる「裏事情」の一端に光を当ててみたい。

## 1. 旧体制下フランスにおける出版事情と『エミール』

旧体制下のフランスにおいて、書物を印刷、刊行するためには、事前に所定の手続きによって王権の下に置かれた出版統制局から許可を得る必要があった。また、出版許可とともに「特認 (privilège)」を合わせて求める業者もあった。17世紀中葉に制度化された特認は、特定の印刷出版業者に当該作品を独占的に印刷、販売する権利を与えるもので、王権の近くにあった大規模なパリの業者が優遇されることが多かった<sup>4</sup>。しかも、期限を区切っていたはずの特認が延々と更新され続けることも珍しくなかった。売れ筋の新刊書を印刷できなくなった地方の印刷業は急速に輝きを失い、パリの業者の下請けをすることで (この場合、不正に海賊版を平行して制作することもあった)、あるいは、特認のついた書物や禁じられた書物を秘密裏に印刷すること (地下出版) で、なんとか生き延びようとした<sup>5</sup>。フランス革命によって旧体制下で乱用されていた特権が廃止される一環として特認の制度も廃止となり、政治的権力との関係でなりたっていた書物製作販売の排他的独占は姿を消してゆく。著者の権利が尊重されるようになったこともあいまって、海賊版や地下出版は廃れ、正しい発行者の名前を掲げた形での出版

<sup>4</sup> cf. Henri Falk, *Les privilèges de librairie sous l'Ancien Régime : étude historique du conflit des droits sur l'œuvre littéraire*, Paris : A. Rousseau, 1906. Henri-Jean Martin, *Livre, pouvoirs, société à Paris au XVII<sup>e</sup> siècle (1598-1701)*, Genève : Droz, 2 vol., 1969. Nicolas Shapira, « Quand le privilège de librairie publie l'auteur », in Christian Jouhaud et Alain Viala (dirs.), *De la publication entre Renaissance et Lumières*, Paris : Fayard, 2002, pp. 121-137. Claire Lévy-Lelouch, « Quand le privilège de librairie publie le roi », in Christian Jouhaud et Alain Viala (dirs.), *De la publication entre Renaissance et Lumières*, pp. 139-159.

<sup>5</sup> cf. Jacqueline Roubert, « La situation de l'imprimerie lyonnais à la fin du XVII<sup>e</sup> siècle », in *Cinq études lyonnaises*, Genève : Droz, 1966, pp. 77-111. Guy Parguez, « Essai sur l'origine lyonnaise d'éditions clandestines de la fin du XVII<sup>e</sup> siècle », *Nouvelles études lyonnaises*, Droz, 1969, pp. 93-130. Dominique Varry, « Le livre clandestin à Lyon au XVIII<sup>e</sup> siècle », *La lettre clandestine*, 6, 1997, pp. 243-252. Dominique Varry, « Une géographie de l'illicite : les espaces du livre à Lyon au temps des Lumières », *La lettre clandestine*, 8, 1999, pp. 113-133.

が通常のものとなった。フランスにおいて地下出版、非正規本をめぐる問題が特段の重要性を持つのは、17・18世紀という時代に特有の、歴史的事象であるといつてよい。

王権のほかにも、高等法院、パリ大学神学部、大司教などが、出版された書物を独自に検閲し、都合の悪い内容の出版物については流通を差し止め、禁書とした。しかし、断罪や禁止が必ずしも作品の生命を絶つわけではない。禁じられたことによって、かえって進歩的な知識人たちの関心を引いた作品も珍しくはなかった<sup>6</sup>。売れるとなれば、またたく間に印刷され、密かに売られ続けたのである。

旧体制下フランスにおける出版をめぐるのは、留意すべき点がほかにも存在する。通常の手続きでは許可されないはずの作品について、外国で印刷されたものであるかのように装うことを条件に、印刷を暗黙のうちに認めるという「黙許 (permission tacite)」の制度は、1715年ごろにフランスに導入され、1750年代から頻繁に用いられるようになった。マルゼルブの指揮のもと、パリの出版検査官 (inspecteur de la Librairie) をつとめたデメリー (Joseph d'Hémery, 1722-1806)<sup>7</sup> は、1762年5月27日付の日誌に「ジュネーヴ市民、J. J. ルソーによる『エミール、または教育について』4巻本、この極めて興味深い作品に暗黙のうちに許可を与えた」と記していた (BNF : FF22038, f°39 r°)。同日、タイトル・ページにネオームの名を記して偽装したデュシェヌヌによるパリ版の販売が始まった。6月9日にパリ高等法院が『エミール』を断罪、著者に逮捕状を出したのを皮切りに、パリ大司教、パリ大学神学部、さらにローマ法王庁、ジュネーヴ政府が同書を断罪した。ここで、『エミール』に対する断罪が、書物の内容にとどまらずに、むしろ著者ルソーの人格に焦点が当てられるようになっていった点には、特に留意しておきたい。この著述家が「ふつうではない」ということこそが厳しい罰を正当化するのだ、という論理構成をとるようになった点で、他の書物の断罪とは異なる、特殊な事例であった<sup>8</sup>。黙許によって印刷される「危険な内容」を含んだ著作は、匿名で出版されるのが通例であった。「ジュネーヴ市民、ジャン＝ジャック・ルソー」と著者の名前をタイトル・ページに記したことは、権力に対するあからさまな挑戦とみなされたのである。たとえば、パリ高等法院の決裁には「自ら名乗ることに少しも恐れを知らない人物を、どれほどすみやかに追及してもしすぎるというこ

<sup>6</sup> cf. Barbara de Negroni, *Lectures interdites : le travail des censeurs au XVIII<sup>e</sup> siècle : 1723-1774*, Paris : A. Michel, 1995, p. 15.

<sup>7</sup> cf. Ernest Coyecque, *Inventaire de la collection Anisson sur l'histoire de l'imprimerie et la librairie, principalement à Paris*, Paris : E. Leroux, 1900, 2 vol., t. I, pp. i-li. Albert Labarre, article « Hémery, Joseph d' », dans le *Dictionnaire biographie française*, Paris : Letouzey et Ané, t. XVII, 1989, pp. 888-889. Jean-Dominique Mellot, article « Hémery, Joseph d' », dans le *Dictionnaire encyclopédique du livre*, sous la direction de Pascal Fouché et al., Paris : éd. Du Cercle de la Librairie, 2002-2011, 3 vol., t. II., 2005, pp. 465-466. Jean-Dominique Mellot, Marie-Claude Felton et Élisabeth Queval, *La police des métiers du livre à Paris au siècle des Lumières*, Paris : BNF Éditions, 2017, pp. 15-23.

<sup>8</sup> cf. Ourida Mostefai, « Polémiques autour de la censure et de la condamnation d'Émile et du Contrat social », in *Jean-Jacques Rousseau écrivain polémique : querelles, disputes et controverses au siècle des Lumières*, Leiden : Brill Rodopi, 2016, pp. 103-104.

とはなかるう」と記されている<sup>9</sup>。「ふつうではない」著述家に払われた特段の関心ゆえに、同時期に断罪された他の書物のばあいには比して、飛び抜けた量の関連文書が残され、こんにちに伝えられたのである。

## 2. ジャン＝マリ・ブリュイゼの野心と成功

18世紀中葉以降、リヨンでもっとも大規模に思想書の非正規本を制作した印刷・書店業者、ジャン＝マリ・ブリュイゼ<sup>10</sup>について触れた研究は、管見に触れた限り、日本ではほとんど存在しない。ブリュイゼ一族は、17世紀後半から19世紀前半にかけて4世代にわたってリヨンの印刷・書店業の歴史にその名を刻んでいる<sup>11</sup>。ジャン＝マリの祖父ジャン（Jean Bruyset, 1646-1725）の代に印刷工房を構えるようになり、その息子たちが業務を受け継いだ。ジャン＝フランソワ（Jean-François, 1689-?）とピエール（Pierre, 1682-1748）は印刷業を営み、ジャック（Jacques, 1682-1745）とルイ（Louis, 1683-1762）は共同で書店を経営した。1745年、父親ジャックの死去にともなって、叔父ルイを助けて書店経営に加わったのが、後にリヨン版『エミール』を印刷するジャン＝マリである。同名の息子がいるため、こんにちの研究では、ジャン＝マリ1世、ジャン＝マリ父、などと表記されることもある。ルイが息子のピエール（Pierre Bruyset-Ponthus, 1727-92）<sup>12</sup>に書店と在庫の権利の半分を譲ると、二人の従兄弟は正式な契約を結んで1752年から協同で書店を経営した。この時期の正規出版物のタイトル・ページには、発行者が「ブリュイゼ兄弟」と記されているものの、実際には従兄弟である。なお、ピエールとその子孫が姓に加えたポンチュスは、オダンの注記によれば<sup>13</sup>、ルイがリヨン郊外に有していた別荘があった土地の名前に由来するらしい。しかし、筆者による調査では、これを裏づける資料は見えなかった。ジャン＝マリは商才に長けていたものの、人間関係や友情までも利益のために利

<sup>9</sup> Parlement de Paris, « Arrêt de parlement qui condamne un imprimé ayant pour titre *Emile, ou de l'Education* par J. J. Rousseau, imprimé à La Haye... MDCCLXII. à être lacéré et brûlé par l'exécuteur de la Haute-Justice », 1762, p. 4.

<sup>10</sup> 1719年9月10日、サン・ニズイエ（Saint Nizier）教区にて出生当日に洗礼を受けた記録（1GG70, f° 86 r°）、および、1743年4月16日、サント＝クロワ（Sainte-Croix）教区にてマドレーヌ・クチュリエ（Magdelaine Couturier）と婚姻した記録（1GG 420 f° 18 r° n°10497）がリヨン市公文書館に残っている。

<sup>11</sup> この一族については、稿を改めてさらに詳しく論じたい。

<sup>12</sup> 1727年4月27日、出生翌日にサン＝ニズイエ教区で洗礼を受けた記録（1GG74 f°48 v°）が残っている。印刷業組合加入 1742年、書店業組合加入 1754年。

<sup>13</sup> 印刷業で生計を立てるかたわら、リヨンの印刷術の発展にかかわった人々に関する網羅的な事典を編纂すべく資料調査を行ったオダン（Marius Audin, 1872-1951）が残した遺稿は、紆余曲折を経て、『印刷大全』として2巻まで刊行された。刊行されぬまま残された手書き草稿のうち、本研究にかかわる6巻目に相当するはずの部分はワープロ原稿の形で整理され、オダンの印刷工房跡に設置されたリヨン市立印刷博物館のサイト上でPDFファイルが参照可能となっている。Marius Audin, *Somme typographique. Sixième volume : l'imprimeur à Lyon aux XVIII<sup>e</sup> et XIX<sup>e</sup> siècles*, en ligne, dans le site du Musée de l'Imprimerie de Lyon.

[www.imprimerie.lyon.fr/imprimerie/sections/fr/documentation/somme\\_typographique](http://www.imprimerie.lyon.fr/imprimerie/sections/fr/documentation/somme_typographique)

用するような人だったようである。ピエールは、1754年、従兄弟との書店共同経営契約を破棄し、以後、もっぱら印刷業に従事して、主としてキリスト教に関係する書物を印刷した<sup>14</sup>。

管見に触れた限り、最も早い段階で記されたジャン＝マリ・ブリユイゼ〔父〕に関するまとまった論考は、グロスクロードの『18世紀後半におけるリヨンの知的生活』における、印刷、書店業を扱った章に含まれる一節である<sup>15</sup>。また、近年の研究としては、ヴァリーの研究が抜きん出ている<sup>16</sup>。書店業組合には1744年に、印刷業組合には1758年に加入を許された。リヨンの出版検査官ブルジュラ（Claude Bourgelat, 1712-79）が、マルゼルブの後任として出版統制局長となったサルティース（Antoine de Sartine, 1729-1801）に宛てた1763年12月24日付の報告によれば、4機の印刷機を有する比較的規模の大きな印刷工房を構えていた（BNF : FF 22128, pièce 99, f° 292r°）<sup>17</sup>。海賊版には偽りの発行地、発行者名が記されているため、ブリユイゼが印刷した海賊版の全容は、こんにち知る術がない。他方、正規の許可、黙許を得て印刷したものについては、残された資料によって裏づけられるものがある。いくつかの例を見てみよう。

1752年11月23日付マルゼルブ宛て書簡（BNF : NAF 3347, f°355）で、ドレスデンで発売されたばかりのモーペルチュイ（Pierre Louis Moreau de Maupertuis, 1698-1759）の『著作集』を再版する「黙許」を、ジャン＝マリは「ブリユイゼ兄弟」の名で求めた。モーペルチュイは、プロイセン国王フリードリッヒ2世の招きによって、ベルリン・アカデミー院長に就任していた。マルゼルブから照会（BNF : NAF 3347, f°357）を受けたモーペルチュイは、1755年1月11日付で返信を送り、提案を歓迎しつつ、次のように付け加えた。「新版の制作が決まり次第、以前の版が出てから手をつけたいいくつかの新作に加筆修正した原稿を書店に提供することができます」（BNF : NAF 3347, f° 358）。モーペルチュイの好意的な反応をふまえて、1754年12月24日付マルゼルブ宛て書簡で、ブリユイゼは「黙許」ではなく「特認」を求めた（BNF : NAF 3347, f°s 359-360）。これが認められた（BNF : NAF 3347, f°365）のを知ったモーペルチュイは、1755年7月15日付書簡でマルゼルブに礼を述べている（BNF : NAF 3347, f°s 361-362）。ピエール・ブリユイゼ＝ポンチュスは、1756年3月18日付大判官宛て書簡で、1754年に「ブリユイゼ兄弟」の協同経営が解消された事情を説明し、『モーペルチュイ著作集』を再版する

<sup>14</sup> ピエールは、信心深く誠実な人だったようである。1775年8月付ローマの聖アントワヌ騎士団事務総長名の書簡（一族に私蔵されたまま未刊行）では、「兄弟とは異なり〔・・・〕、良い本を印刷させ、書店の健全な部分を勝利させんと努める敬虔な心持と、我等の聖なる宗教に寄与せんとする強い関心」が讃えられているという。Souvenirs de famille YEMENIZ, RUBICHON, BRUYSET, 4 février 1967, Langres : Imprimerie de Campagne [AML : C1/303.775], p. 36. この書簡で触れられている兄弟とはジャン＝マリのことであろうか。

<sup>15</sup> Pierre Grosclaude, *La vie intellectuelle à Lyon dans la deuxième moitié du XVIII<sup>e</sup> siècle*, Paris : Picard, 1933, pp. 177-199.

<sup>16</sup> Dominique Varry, « Une famille de libraires lyonnais turbulents : les Bruyset », *La lettre clandestine*, n° 11, 2003, pp. 105-127.

<sup>17</sup> cf. Léon Moulé, « Rapport de Claude Bourgelat sur le commerce de la librairie et de l'imprimerie à Lyon en 1763 », *Revue d'histoire de Lyon*, tome XIII, 1914, p. 53.

特認の半分を自分に譲るようにジャン＝マリに命ずるよう求め、ジャン＝マリの「偽善的な態度」を批判した（BNF : NAF 3347, f<sup>o</sup>s 366-367）。1753年に2巻本として出版された『モーペルチュイ著作集』のタイトル・ページの発行者は「ブリュイゼ兄弟（frères Bruyset）」と記されているものの、実際にはジャン＝マリが「特認」を独占した。二人の従兄弟の決裂は決定的だった。しかし、後に、ジャン＝マリの書店と印刷工房を共同で受け継いだ二人の息子たちは、いずれも、ピエールの娘と結婚することになる<sup>18</sup>。離反した二つのブリュイゼ家が、どのような物語の末に和解したのか、それを伝える資料は、筆者が調査した限りでは発見できなかった。

やはり、「ブリュイゼ兄弟」の名において、1754年1月31日付マルゼルブ宛て書簡で、フォルメー（Johann Heinrich Samuel Formey, 1711-97）の『哲学論集』（*Mélanges philosophiques*, Leyde, 2 vol., in 12°）を再版する黙許を求めた結果（BNF : NAF 3347, f<sup>o</sup>s 303-305）、ジャン＝マリは一人で黙許を得ることになった。この書簡には、過去にマルゼルブの承認を得て、ブリュイゼがフォルメーの著作をいくつか印刷した実績があると記されている。フォルメーは、1746年、ベルリン・アカデミー哲学部門書記、1748年、同部門終身書記、88年より同部門部長を歴任し、ベルリン・アカデミーの哲学部門において指導的役割を担った人物である。著作の数は膨大であり<sup>19</sup>、ルソーの作品に対する論難も残している。たとえば、『エミール』について疑義のある点をまとめた『アンチ・エミール』（*Anti-Émile*, 1763）に加え、「著しくキリスト教に反する部分」については削除したり別の文章と入れ換え、『アンチ・エミール』の記述を註記として加えた『キリスト教徒のエミール』（*Émile chrétien*, 1764）を出版した。『エミール』を出版したことでオランダで訴追を受けたネオームの依頼に応じたものであった。また、恋愛小説『ジュリ、新エロイーズ』についても、「青年に有益な部分」だけを抜粋した『ジュリ精髓』（*Esprit de Julie*, 1763）を出版している。

ジャン＝マリ・ブリュイゼは、1755年12月12日付マルゼルブ宛て書簡で、ジュネーヴのクラメール兄弟（frères Cramer）が印刷した『ヴォルテール著作集』（*Œuvres de Voltaire*, en 10 ou 12 vol., in 8°）をまねた版本の出版許可を求めた際、次のように記している。この著作集に続いて、『世界史』が6ないし7巻本で数カ月後に刊行される予定となっており、大成功するのはまちがいないから、ためらえば、莫大なお金がジュネーヴに流出してしまう。英断をくだせば、かかる流出を避けられるのに加えて、外国からもお金を持ち込むことができる。また、ポープ（Alexander Pope, 1688-1744）の著作集の黙認を求めている件に触れ、『人間論』（*Essai*

<sup>18</sup> 兄のジャン＝マリは1777年3月13日マリ＝ルイーズ・ピエレット（Marie-Louise Pierrette Bruyset-Ponthus, ?-?）と（AML : IGG205 f<sup>o</sup>62 n<sup>o</sup>324）、弟のピエール＝マリは1784年12月21日マドレーヌ・アンドレ・ピエレット（Ma[g]deleine Andrée Pierrette Bruyset-Ponthus, 1757-1834）と（AML : IGG212 f<sup>o</sup>205 v<sup>o</sup> n<sup>o</sup>1184）、それぞれ婚姻したとするサン＝ニズイエ教区の記録が残っている。

<sup>19</sup> 同時代の記録には、著者の同定などに疑問が残る記述も散見され、若干の著作については書誌学的考証が今後の課題として残されている。現在のところ、もっとも信頼できるフォルメーの著作目録は以下に収録されているものである。Rolf Geissler, « La bibliographie des écrits de Jean Henri Samuel Formey », in Jens Häselser (dir.), *La correspondance de Jean Henri Samuel Formey (1711-1797) : inventaire alphabétique*, Paris : H. Champion, 2003, pp. 427-473.

sur l'Homme)の特認がブリアソン (Antoine-Claude Briasson, 1700-75)<sup>20</sup> に与えられたことに懸念を表明している。しかし、「この小品は、著作集の25分の1にもならないのですから、著作集全体を印刷するために与えて下さるよう懇願している黙許の障害にはならないと期待しています」と続けている (BNF : NAF 3344, f<sup>s</sup>403-404)。王権の下で出版統制を統括する立場にあった人物に対して、印刷業者が海賊版の効用について堂々と主張しているのは不思議に見えるかもしれない。しかし、実際には、この種の主張は当時としてはものめずらしいものでもなかった。さらに1759年には、ブリュイゼはヴォルテールの『カンディード』を数度に渡って印刷していたらしい<sup>21</sup>。

1760年には、パリのサイヤン (Saillants) 書店と共同で印刷した『サン＝スシーの哲学者の著作集』 (*Œuvres du philosophe de Sans-Souci*) のために、ブリュイゼは騒動に巻き込まれそうになった。著者はいうまでもなく、プロイセン国王フリードリヒ2世である。七年戦争 (1756-63) の最中に敵国の君主の著作を印刷したことが、王権の怒りに触れたらしい。この著作集に収めるべき作品についてサイヤンに具体的な提案をしたブリュイゼの1759年12月4日付書簡 (BNF : NAF 3347, f<sup>s</sup>374-375) が残っており、両者が協力してこの著作集を印刷したことは、まちがいない。しかし、断罪されたのはサイヤンだけで、結局、ブリュイゼは「証拠不十分」により処罰を免れている<sup>22</sup>。

ブリュイゼは、1764年5月、マルゼルブの黙許を得て印刷したモンテスキュー (Charles Louis de Secondat, baron de la Brède et de Montesquieu, 1689-1755) の作品がパリに持ち込まれる

---

<sup>20</sup> リヨンで香辛料を商っていたクロード・ブリアソン (?-1738) の息子で、伯父のアントワヌもリヨンで書店業に従事しており、そこで5年間徒弟として修行した後、パリでも修行し、1724年、パリの書店業組合から親方の資格を得た。デメリーの記録によれば、「良い本だけを売り、極めて裕福」であった (BNF : FF 22108, f<sup>s</sup>242)。デイドロラの『百科全書』にも共同出版者として名を連ねている。cf. Jean-Dominique Mellot, Marie-Claude Felton et Élisabeth Queval, *op. cit.*, pp. 95-96.

<sup>21</sup> cf. René Pomeau (dir.), *Voltaire en son temps*, Oxford : Voltaire Foundation, 5 vol, 1985-94, t. III, p. 370. なお、1760年から78年にかけて、批判的な小冊子を次々と投じていったヴォルテールにとって、リヨンの印刷業者の存在は貴重であった。ヴォルテールが居所としていたジュネーヴ近郊のフランスの村、フェルネーは、大胆不敵に振る舞うのに適していた。たとえば、1760年、ヴォルテールがリゴレ (François Rigollet, ?-1766) に印刷させた『キリスト教的対話、あるいは、『百科全書』に対する予防』 (*Dialogues chrétiens, ou préservatif contre l'Encyclopédie*, Genève [i.e. Lyon : Rigollet]) は、百科全書派に敵対する人たちを嘲笑することを目論んだものであった。また、1768年から翌年にかけて、リヨンの印刷業者ギュメ (Guillemet) に『A、B、Cの会話』 (*L'A, B, C, ou dialogue curieux, traduit de l'anglais de M. Huet*) を印刷させている。cf. Grosclaude, *op. cit.*, p. 221. 旧体制下フランスにあって非正規本を印刷する業者を、著者の権利を侵害する存在としてのみ見るのは適切ではない。むしろ、正規の手続きによっては出版しえない作品を世に投じる機会を著者に与える存在として歓迎される場合もあったことに留意が必要である。

<sup>22</sup> cf. D. Varry, *op. cit.* (2003), pp. 118-122. Dominique Varry, « Une édition de 1764 des Œuvres de Montesquieu sous fausse adresse d'Amsterdam restituée à l'imprimeur-libraire lyonnais Jean-Marie 1 Bruyset », *Montesquieu, œuvre ouverte? (1748-1755) : actes du colloque de Bordeaux* (6-8 décembre 2001, Bordeaux, bibliothèque municipale), présentés et publiés par Catherine Larrère, *Cahiers Montesquieu*, 9, Napoli : Liguori / Oxford : Voltaire Foundation, 2005, p. 72.

ことを拒んだパリの同業者たちに反論し、自らの立場を説明する覚書をマルゼルブに送っている。パリの書店も「特認」ではなく「黙許」しか得ていないのだから、モンテスキューの作品を独占する権利はない、というのである。自分の版本は、フランスで印刷されたあらゆる版本と同様に、王国の商業に貢献し、外国で印刷された版本の輸入を制限させることに貢献するはずだという（BNF : FF22073, pièce 66, f<sup>o</sup>s127-129）<sup>23</sup>。1766年11月、『モンテスキュー著作集』をめぐるパリの書店業者からの問い合わせ（BNF : FF 22073, pièce 105, f<sup>o</sup>267）に応じた書簡において、パリの出版検査官デメリーは、「黙許が有効であるのは、それが与えられた書店が存在する町に限定されるべきである」として、リヨンからパリに持ち込まれた版本は、没収ないし返送すべきだと明言した（BNF : FF 22073, pièce 106, f<sup>o</sup>269）。この案件をめぐるやりとりから、著者がまったく与り知らないところで、出版統制当局から「黙許」を得た海賊版が製作されていたことがわかる。しかも、黙許の効力が特定の街に限定されていたのも興味深い。宮廷の近くにあつて格別に優遇されていたパリの業者に対して圧倒的に不利な状況に置かれていた地方の業者たちは、黙許が得られなかった場合でも、危険を冒して無許可のまま密かに海賊版を印刷していた。その多くは、現段階では同定することが困難な状況にある<sup>24</sup>。用紙、印刷機（プレス）の押し癖、といった物理的な特徴を比較することを通じて、海賊版の系統を見いだすための手がかりを量的に蓄積していくことによって、少しずつ非正規本の同定作業を進めることが必要であろう。

従兄弟との共同経営契約を破棄して、1754年から単独で書店を経営し、58年には印刷業の組合にも加入を許されたジャン＝マリ・ブリュイゼは、着々と事業を広げていった。利益をあげることを極端に重視したブリュイゼは、リヨンの同業者たちからもよく思われていなかったらしい。「リヨンの同業者たちの競争心と嫉妬心」に悩まされていたブリュイゼは、パリの出版検査官デメリーを通じて、リヨンにも出版検査官の職を置くようにマルゼルブに働きかけ、これを実現させた（BNF : FF22080, pièces 81, 85-87）。1759年11月6日付のデメリー宛て書簡では、まもなくこの職にブルジュラが就任する予定であることを知らせるとともに、パリのガルニエ書店との訴訟に関して助力を頼んでいる（BNF : FF 22080, pièce 81, f<sup>o</sup>s 154-155）。

ガルニエとのいさかいについては後に見ることにして、まず、出版統制にかかわる官吏の役割を確認しておこう。検閲官（censeur）は、国王の権威、貴族の名誉、キリスト教、公序良俗を損なう危険な書物が出版されないように、特定の作品の原稿を点検するために、その都度、任命される官吏である。ブリュイゼの働きかけによって、ブルジュラは、1759年にいくつかの書物の原稿を事前審査する検閲官に選ばれ、その実績をふまえて、1760年1月20日付の国王付國務会議決裁により、リヨンの出版検査官に任じられた。1765年4月15日、パリ近郊アルフォールに新設された獣医学校に校長として着任すべくリヨンを離れ、後任のピュリニュー

<sup>23</sup> cf. D. Varry, *op. cit.* (2003), p. 115. D. Varry, *op. cit.* (2005), pp. 67-87.

<sup>24</sup> 例外的に同定されたものに、『エミール』のほかにも、エルヴェシウスの『精神論』などがある。稿を改めて論じたい。



(Dominique-Antoine Pulignieu) にこの職を譲るまでの間、リヨンにおける出版統制の責任者として、ブルジュラは不正な海賊版や禁書の印刷、流通を厳しく取り締まった。その仕事ぶりに、マルゼルブも満足していた。しかし、ブリュイゼだけは、取り締まりの対象とならなかった。そもそも、リヨンの印刷・書店業者たちは、リヨンに出版検査官の職を置くこと自体に激しく抗議した。「国王に大金を支払うことによってこの街に出版検査官を置かない権利を買ったのだ」という (BNF : FF 22080 f° 84, f°160 v°)。出版統制にかかわる様々な「特権」に金銭が関係していたことが伺われ、興味深い。マルゼルブ、デメリー、そしてなによりもブルジュラによる格別の庇護の下、リヨンではブリュイゼだけが、罰せられることなく海賊版や禁書を印刷し続けた。競合する同業者たちはブルジュラによって徹底的に排除されていったのである<sup>25</sup>。

ガルニエとの訴訟問題に戻ろう。ブリュイゼは、ポンタスの事典 (*Pontas, Dictionnaire portatif des cas de conscience*) とダランベールの『論文集』 (*Mélanges*) を再刊する黙許をマルゼルブに求めた (BNF : FF22132, pièces 12-24 ; FF22136, pièces 74-78, 85-89 ; FF 22141, f°s145-146)。しかし、前者については、黙許を待たずに販売を開始したため、特認を得ていたパリのガルニエ書店ともめ事となった。王妃の庇護を受けていたガルニエとの争いは、1768年8月12日にポンタスの事典の印刷、販売をブリュイゼが断念するまで続くことになる (AML : HH102, pièces 18, 19)。

ガルニエ (Jean-Baptiste Garnier de La Heusse, 169?-1763)<sup>26</sup> はジャン＝マリ・ブリュイゼとピエール・ブリュイゼ＝ポンチュスの家宅搜索を求めるとともに (BNF : NAF 3344, f°s 306-307)、王妃に自分が持つ特認の期間が延長されるよう、力添えを求めている (BNF : NAF 3344, f°311)<sup>27</sup>。ブルジュラは1761年4月10日付の通信文 (BNF : NAF 3344, f°296) で、王妃の庇護を受けているガルニエ書店が、特認をめぐるブリュイゼを非難していることをマルゼルブに伝え、ガルニエ夫人が1761年5月4日、パリからリヨンに来てブリュイゼの印刷工房を探したものの、何も見つけることはできなかった、と説明している。しかし、この報告は事実と反している。実際には、ガルニエは、数点の海賊版を押収していた (BNF : NAF 3344, f°s 304-305)。綿密な家宅搜索がなされ、メルシエール通りとチューパン通りの書庫、グルネット通りの印刷工房と書庫、メルシエール通りとサン＝トーギュスタン河岸に面した自宅が搜索された

<sup>25</sup> cf. Léon Moulé, « Correspondance de Claude Bourgelat... », *Bulletin de la Société centrale de médecine vétérinaire*, n° 66, 1912, p. 231. リヨンの出版検査官ブルジュラとブリュイゼの格別な関係のありようについては、稿を改めてより詳細に論じたい。

<sup>26</sup> パリの印刷・書店業者マズィエール (Raymond Mazières, ?-1715) の未亡人として、夫の業務を引き継いだ叔母ピエール＝ポール (Pierre-Paule Garnier, ?-1748) の共同経営者として1726年に書店業組合に加入を許され、叔母とともに、サンス大司教付印刷業者、パリ大学神学部印刷業者をつとめた。叔母の死後、その莫大な遺産とともに、王妃および王太子妃御用達印刷業者の職位を引き継ぎ、数多くの宗教書、神学書を刊行した。その死後は、銀行業者の娘であった妻ルネ・ベナール (Renée Bénard, ?-1775) が業務を引き継いだ。cf. Jean-Dominique Mellot, Marie-Claude Felton et Elisabeth Queval, *op. cit.* pp. 227-228.

<sup>27</sup> cf. D. Varry, *op. cit.* (2003), p. 111.

ことが記録されている (BNF : FF22075, pièce 127)<sup>28</sup>。

以上のように、残された断片的な記録を総合的に勘案すると、ブリュイゼは人間関係を駆使して、同業者たちの不正 (海賊版の作成・販売) を暴かせるとともに、自分ひとりではこれを見逃してもらえるように巧妙に働きかけていたことがわかる。こうして、ブリュイゼは、特に哲学領域の書物についてリヨン界隈で最も有力な印刷業者となり、正規の出版許可を得て宗教書などを印刷するかたわら、密かに海賊版や禁書を大量に印刷していた。ジュネーヴやヌーシャテルなど別の街の協力関係にあった業者たちと商品を交換する手法で、リヨン以外でも商品を販売していた。

### 3. 『エミール』リヨン版初版

1762年5月27日、パリの出版検査官デメリーから「黙許」を得て、デュシェーヌ書店から『エミール』が販売された。ブリュイゼの海賊版も、ほぼ同じ時期に現れている。デュシェーヌと秘密裏に契約を交わしていたブリュイゼは、『エミール』が断罪される前に印刷を完了し、販売を開始した。同年夏には、リヨンで『社会契約論』の海賊版を印刷したレギヤ (Jean-Baptiste Réguiillat, 1727-71) が現行犯逮捕、投獄され、1767年に免職に追い込まれた<sup>29</sup>。この折、レギヤは『エミール』の海賊版を印刷したブリュイゼも同罪だ、と告発している。この一件について、1762年9月9日付マルゼルブ宛て書簡で、ブルジュラは次のようにブリュイゼを擁護している。

「ブリュイゼは私が守り、すべてを許す、唯一の書店業者です。〔中略〕ブリュイゼが『エミール』を印刷するのを放置したとして、レギヤは私を告発しました。私は次のように応えました。第一に、この書物に関しては、断じていかなる命令も受けていません。それゆえ、私は完全に潔白です。第二に、ブリュイゼが『エミール』を印刷したことは私も承知していました。ブリュイゼはこの件についてデュシェーヌと交わした契約を (この点については、どうか内密にしてください) ド・ラ・ミショディエール氏に見せ、この契約に基づいて、黙許を獲得したのです。ブリュイゼはこの許可に隠すべきところはないと考えていたので、印刷しているところもまったく隠していませんでしたし、300部余りを印刷して王国内で販売するという広告まで出していたくらいです」 (BNF : NAF 3344 f°263 r°)<sup>30</sup>。

「黙許」は口頭で与えられ、多くの場合、それを裏づける文書は残されない。筆者が調査した限りでは、リヨン知事ド・ラ・ミショディエール (Jean-Baptiste-François de La Michodière,

<sup>28</sup> cf. D. Varry, *op. cit.* (2003), p. 111. Dominique Varry, « Une géographie de l'illicite : les espaces du livre à Lyon au temps des Lumières », *La lettre clandestine*, 8, 1999, p. 117.

<sup>29</sup> レギヤによる海賊版『社会契約論』をめぐる諸問題については、稿を改めて論じたい。

<sup>30</sup> cf. Léon Moulé, « Correspondance de Claude Bourgelat... », *Bulletin de la Société centrale de médecine vétérinaire*, n° 66, 1912, p. 231. CC, A307, t. XV, pp. 396-397.

1720-97) がブリュイゼに『エミール』印刷の「黙許」を与えることにかかわったことを示す確たる資料は発見できず、ブルジュラの報告の真偽を検証することができなかった。しかし、同じ街で、同じ著者の作品の海賊版を制作した印刷業者の一人は厳しく罪を問われ、もう一人はまったく罪を問われることがなかったのは、紛れもない事実である。

ここで、リヨン版『エミール』の同定に必要最低限の書誌情報を、マッキーカンの目録 (3A) から拾っておこう。

ÉMILE / OU / DE L'ÉDUCATION. / Par J. J.ROUSSEAU, / Citoyen de Genève. /... / TOME PREMIER [TOME SECOND. TOME TROISIEME. TOME QUATRIEME.] / A AMSTERDAM, / CHEZ JEAN NÉAUME, Libraire. / M. DCC. LXII. / Avec Privilege de Nosseign. les États de / Hollande & de Westfrise / in 12°, Vol. i : i-x, 1-442 (misprinting 276 as 256), Vol. ii : 1-383, Vol. iii : 1-328 (misprinting 286 as 289), Vol. iv : 1-463 (misprinting 82 unnumbered in some copies, 354 as 534).

リヨン版では、タイトル・ページ中央のセネカからとらえたエピグラフは1巻と3巻のみにみられ、2巻と4巻には欠けている。なお、この海賊版には、タイトル・ページに出版地としてライプツィヒ、発行者として「*Chez Les Hérit. de M.G. VEIDMANN & REICH*」と記した版本(以下、リヨン版ライプツィヒ本)も存在することが知られている(マッキーカンの目録では3B)。筆者が現物を確認できたパリのフランス国立図書館所蔵本(16-R-3930)には、1巻の巻末に「特認」がついておらず、後述の差し替えが一部なされていなかった。そのほかの部分は、発行地をアムステルダムと記した一橋大学所蔵本(貴C:250)と同一である<sup>31</sup>。

リヨン版には、制作の経緯をある程度確証しうる、決定的な痕跡が残されている。「契約」に基づいて、デュシェーヌはパリ版12折本の第1巻、第2巻の校正刷をルソーとネオームに送った。少し遅れてネオームはパリ版の校正刷をもとに組まれたアムステルダム版の校正刷をルソーに送った。奇妙なことに、1762年4月2日付書簡(CC, n° 1728, t.X, pp. 175-177)及び同月4日付の書簡(CC, n° 1729, t.X, pp. 177-178)でデュシェーヌに送った削除訂正の指示を、ネオームには送らなかった。この最終段階での訂正指示は、パリ版12折本では差し替えにより修正(一部、修正されていない版本も発見されている)、8折本では差し替えではなく印刷段階で修正されている。これに対して、ネオームによるアムステルダム版では、修正されずに元の形が残っている。ブリュイゼによるリヨン版では、パリ版12折本とまったく同様に、差し替えによって修正されている(一部、修正されていない版本も発見されている)。

・パリ版第1巻10頁の注は全面的に削除。「*Aussi les guerres des Républiques sont-elles plus cruelles que celles des Monarchies. Mais si la guerre des Rois est modérée, c'est leur paix qui est*

<sup>31</sup> cf. McEachern, *op. cit.*, t. II, pp. 102-103.

terrible : il vaut mieux être leur ennemi que leur sujet. » ⇒パリ版 12 折本では、当該ページの差し替えにより注が削除。8 折本では注が削除。アムステルダム版、第一巻 5-6 頁に注が残る。リヨン版第 1 巻 9 頁、差し替えにより注を削除。

・パリ版第 2 巻 117-118 頁。《Oui, j'aime mieux cent fois le Roy de Syracuse, maître d'école à Corinthe, & le Roi de Macédoine, greffier à Rome, qu'un malheureux Tarquin, ne sachant que devenir s'il ne régné pas ; que l'héritier du possesseur de trois Royaumes, jouet de quiconque ose insulter à sa misère, errant de Cour en Cour, cherchant partout des secours, & trouvant par-tout des affronts, faute de savoir faire autre chose qu'un métier qui n'est plus en son pouvoir.》下線部分を《l'héritier & le fils d'un Roi des Rois》と修正。さらに《Vonone, fils de Phraate Roi des Parthes》と注記。⇒パリ版 12 折本では、当該ページの差し替えによりルソーの指示通りに修正。8 折本ではルソーの指示通り。アムステルダム版第 2 巻 55 頁に元のまま残る。リヨン版第 2 巻 107 ~ 108 頁、差し替えにより訂正。フランス国立図書館所蔵リヨン版ライブツイッヒ本では修正前のままの形。

・パリ版第 2 巻 203 頁。《Ce sont les erreurs de l'imagination qui transforment en vices les passions de tous les êtres bornés, même des anges, s'il y en a.》

ルソーはまず、《s'il y en a》の部分にある文法上のまちがいを正して、《s'ils y en ont》と単数形から複数形への変更を指示していた。さらに、神学者たちの反論を避けるため、この部分の文章全体の削除を指示した (CC, n° 1728, t. X, p. 176)。ところが、印刷済だとの回答を得て、《s'ils y en ont》への変更のみでルソーは納得した (CC, n° 1729 t.X, p. 177)。⇒パリ版 12 折本では、当該ページの差し替えにより《s'ils y en ont》に訂正。8 折本では《s'ils y en ont》。アムステルダム版第 2 巻 96 頁に元のまま単数形で残る。リヨン版第 2 巻 187 頁、差し替えにより《s'ils y en ont》に訂正。フランス国立図書館所蔵リヨン版ライブツイッヒ本では修正前のままの形。

この制作最終段階でのルソーの修正指示への対応から、ブリュイゼのリヨン版はパリ版 12 折本の校正刷を元に作成されたと判断するのが妥当であると考え<sup>32</sup>。また、発行地をライブツイッヒと記した版本とアムステルダムと記した版本が同時に制作されたのか、制作時期にずれがあるのか、この点については、さらに調査が必要である。

なお、ジュネーヴの小評議会が『エミール』を焚書とした時点で持ち込まれていた『エミール』の版本はブリュイゼの海賊版だけだった、とルソーは推測している。ジュネーヴ在住の親しい友人、ムルトゥー (Paul-Claude Moulto, 1731-87)<sup>33</sup>に宛てた 1762 年 5 月 30 日付書簡で、次のよ

<sup>32</sup> 拙稿「『エミール』の初版本認定指標」(前掲)、7 頁右段～8 頁の記述、特に「リヨン版はパリ版 8 折本の清刷を元に制作された」とした推測は、差し替えを見落としたために生じた誤りであり、本稿の記述のように修正したい。

<sup>33</sup> ルソーから託された草稿、書き込み本に基づいて、ルソーの死後 1782 年に刊行された『ルソー全集』は、ヌーシャテルのデュペルー (Pierre-Alexandre DuPeyrou, 1729-94) とともにムルトゥーが編んだものであった。

うにルソーは記している。

「リヨンで刷られた版本がありまして、私が校正することができませんでしたから、相当なまちがいがあるのではないかと疑わしく思っています。そのうえ、この件で、ネオームとデュシェヌを害する、わざとらしいあまたの策謀を凝らしたことで、この版本を製作したブリュイゼ書店の名が知られるようになりました。ですから、正義と著者の名誉は、この版本がしかるべく非難されるように求めます。あなたがおられる街で知られているのはこの版本だけではないか、ジュネーヴがこの版本によって汚されているのではないか、と私は大いに恐れているのです」(CC, n° 1813, t. X, p. 312 ; cf. p. 313 note b)。

ルソーの推測が正しいとすれば、ジュネーヴで焼かれたのは正規本ではなく、ブリュイゼのリヨン版であったことになる。真偽の検証については、後日を期したい。

#### 4. さらなる名声へ、ブリュイゼのとめどない野心

ジャン＝マリ・ブリュイゼの野心はとどまるところを知らない。ひとつの街で1名のみが任じられ、公文書の印刷に独占的に携わることを許される国王御用達印刷業者 (*imprimeur du roi*) の職位を獲得することにも、ブリュイゼは並々ならぬ意欲を見せた。1761年、国務卿サン＝フロランタン伯爵にリヨンの国王御用達印刷業者職の襲職権 (*survivance*) を請願し (BNF : FF22078, pièce 128, f°s 287-288)、翌年11月27日付の返信でこれを獲得していた (BNF : FF22128, pièce 101, f° 305)。襲職権とは、所定の官職税を支払って獲得しうる、国王の名の下に与えられる官職を継承する権利である。名誉とともに安全な収益を保証する国王御用達印刷業者の職位は、本来、優れた資質を持った業者個人を選んで授けられるもので、譲渡不可能とされていた。しかし、他の多くの官職がそうであったように、実際には私物化され、世襲や売買の対象となっていた。リヨンでは、この職位は18世紀を通じてヴァルフレイ (Valfray) 一族が独占していた<sup>34</sup>。中央集権化をすすめる王権にとっても、信頼できる一族に公文書の印刷をゆだねることで、統制をきかせるねらいもあった。パリの書店が特認制度によって守られている状況の中で、海賊版や禁書を秘密裏に印刷する危険を冒すのではなく、ヴァルフレイ家は「正当な」宗教書やリヨンの行政文書の印刷に携わることを選んだ。父から子へと国王御用達印刷業者の職を受け継ぐとともに、世代ごとに、より財産のある商人との婚姻を通じて富を蓄え、2代のうちに市政にかかわる官職に登りつめた。ピエール1世は、印刷・出版業者組合の代表補佐を努めた後、1703年にオテル・ディユー付司祭

<sup>34</sup> リヨンの国王御用達印刷業者の職位については、次の修士論文 (未刊行) が詳しく論じている。Charlène Beziat, *L'imprimeur du roi à Lyon au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Mémoire de recherche pour le diplôme national de master, sous la direction de Dominique Varry, École nationale supérieure des sciences de l'information et de bibliothèque, septembre 2011.

に、1712年には司祭長に任じられた<sup>35</sup>。1735年にオテル・ディユー付司祭長の職を受け継いだ息子のピエール2世は、1743年に市参事会員となり、翌年には貴族に列せられている。初代のギョームがリヨンに落ち着いてからほぼ1世紀後のことであった。貴族となったヴァルフレイは少しずつ、商売から手を引いていった。1764年、ピエール3世（1715-84）が近く引退する意志を表明すると、ブリユイゼは、その後任として国王御用達印刷業者の職位を得るべく奔走し、5月17日、ベルタン（Léonard Bertin）大臣の副署のある、国王名の認可証書を獲得した。しかし、1766年、ヴァルフレイは、後任としてド・ラ・ロッシュ（Aimé de La Roche, 1715-1801）<sup>36</sup>を推薦した。ド・ラ・ロッシュは、1749年9月25日の時点で、いずれ国王御用達印刷業者の交代にあたって優遇してもらうことを約束したうえで、ヴァルフレイの書店営業権を相場以上の値段で買い取っていた。1767年、ヴァルフレイは私署証書をもって自らの印刷工房の営業権をド・ラ・ロッシュに売却すると、いよいよ約束を果たそうとした。ド・ラ・ロッシュに信任状が授けられる寸前に、ブリユイゼがすかさず異議を申し立てた。すると、ド・ラ・ロッシュを自らの御用達印刷業者としていたりオン大司教が、ド・ラ・ロッシュを推す形でこの件に介入してきた（BNF : FF22128, pièces 105, 108, 110）。両者は共に譲らず、ヴァルフレイは国王御用達印刷業者の職位を形式的に保持したまま、実務をド・ラ・ロッシュに引き継がせた。1784年7月、ピエール3世・ヴァルフレイが死去した時点において、ブルジュラの支援によってブリユイゼはあらためて襲職権を獲得していた。これに基づいて、自分の代わりに同名の息子（Jean-Marie Bruyset-Sainte-Marie, 1744-1817）を国王御用達印刷業者の職位につけようとした。すると、ド・ラ・ロッシュがこれに異議を申し立てた。ド・ラ・ロッシュは、1781年9月1日付の国王付國務会議決裁によってフランスのプレス地方に併合されたブルゴーニュのドンブ地方における国王御用達印刷業者の職位を有しており、この職位をそのままリヨンに移転させるべきだと主張した。1784年8月26日、正式にリヨンの国王御用達印刷業者に任ぜられたジャン＝マリ2世・ブリユイゼは、リヨンに2名の国王御用達印刷業者を置くことはできないと主張して争った<sup>37</sup>。結局、職位については自分が保持しつつも、両者が交代で実務を行うという折衷案を1785年8月3日付でブリユイゼが提案し、ようやく和解した<sup>38</sup>。

ジャン＝マリ2世・ブリユイゼは、18世紀当時は大学を持たなかつたりオンにあつて最も

<sup>35</sup> « Provisions de la charge de seul Imprimeur et Libraire du Roy dans la ville de Lyon octoyées par Sa Majesté à Pierre Valfray fils », le 12 janvier 1716. AML : HH101, 1C/450132.

<sup>36</sup> 危険な海賊版や禁書の印刷ではなく、市の行政文書や教会関係文書の印刷を選び、1739年にリヨン市御用達、1742年にヴィルロワ（Villeroy）公爵御用達、1746年にリヨン芸術アカデミー御用達、1764年に大司教御用達の印刷業者に任ぜられたこの人物に関する伝記情報は、以下に整理されている。Nelly Dumont, *Aimé Delaroché, imprimeur lyonnais du XVIII<sup>e</sup> siècle et la presse locale*, mémoire sous la direction de J. M. Dureau et d'A. M. Merloand, École nationale supérieure des bibliothèques, Villeurbanne, 1982 (dactylographie, inédit).

<sup>37</sup> Lettres patentes du roi, qui nomment le Sieur Jean-Marie Bruyset fils aînée, pour remplir la Place d'Imprimeur du Roi en Ville & Généralité de Lyon, Données à Versailles le vingt-six Aout mil sept cent quatre-vingt-quatre. Registrées en Parlement le 6 Septembre 1784. AML : HH100. BML : 114658.

<sup>38</sup> 本件にかかわる訴訟記録がロヌ県公文書館にまとまった形で残っている。ADR : 1C221.

水準の高い教育機関であったコレージュ・ド・ラ・トリニテ（その校地はリセ・アンペールに引き継がれて現存）で学んだ後、ドイツ、イギリス、アイルランド、スコットランドをめぐるグランド・ツアーから戻ると、1768年から父の書店で働き始めた。1774年以降は書店を父親と協同で経営した。1768年に書店業組合に、1783年に印刷業組合に加入を許された。1776年、印刷・書店業者としてははじめて、リヨン科学文芸アカデミー会員に選出されており、いくつかの小品を残している<sup>39</sup>。

## おわりに

ルソーの『エミール』の制作、断罪をめぐることは、同時期のフランス語で書かれた思想書の中であって、情報が相対的に豊かに残されている。数ある海賊版の中でも、正規本とほとんど同時に出現したブリュイゼによる海賊版『エミール』が制作された舞台裏には、出版統制にかかわる官吏による例外的な優遇措置が大きくかかわっていた。よそ者、新参者の参入に対して閉鎖的な社団的社会を形成していた書物の制作・販売にかかわる業者たちの間に認められる慣習、旧体制下であって宮廷に近いパリの同業者たちに与えられた特認という排他的特権制度、権力機構を脅かす書物の出版を防ぐための検閲制度を骨抜きにする黙許制度など、この時代に特有の歴史的な条件がいくつも複雑に絡み合った状況を背景として、法の網の目をかいくぐって制作され、流通した非正規本は、全体としてみれば、相対的に安価な価格と迅速な輸送販売網を通じて、社会の進歩と思想の伝播において積極的な役割を果たした。地下出版をめぐる残された断片的な情報から非正規本の系統をあとづける作業を進めることによって、権力から危険とみなされていた新しい思想、啓蒙思想が伝播していく姿を、従来以上に明確に描く可能性が切り開かれるかもしれないのである。

〔付記〕本研究を進めるにあたり、2018年度、勤務先の早稲田大学から特別研究期間制度の適用を受け、リヨンを拠点に研究に専念することができた。リヨン市公文書館、ローヌ県公文書館、リヨン市立パール＝デュエ図書館、リヨン市立印刷博物館、リヨン科学文芸アカデミー資料室、リヨン高等師範学校付設デイドロ図書館で貴重な資料を閲覧させていただいたばかりではなく、懇切丁寧なレファレンス案内を頂いた。『エミール』リヨン版初版については、リヨン市立図書館所蔵本、フランス国立図書館所蔵本（ライプツッヒ本）とともに一橋大学社会科学古典資料センター所蔵本（貴C：250）を参照することができたうえ、フランス滞在中に古書店で4巻揃いで入手できた。この場を借りて、関係各位に謝意を表明したい。

<sup>39</sup> 次の事典に独立した項目が立てられている。Dominique Varry, « BRUYSET Jean-Marie (1744-1817) », in Dominique Saint-Pierre éd., *Dictionnaire historique des Académiciens de Lyon 1700-2016*, Lyon : Edition de l'Académie, 2017, pp. 244-247. なお、拙稿「『エミール』の初版本認定指標」（前掲）、9頁右段2～4行目、「ブリュイゼ自身もリヨンとベルリンのアカデミー会員であり、いくつかの小品を残している」は同名のジャン＝マリ・ブリュイゼ親子をとりちがえたことによる誤記であり、削除したい。

É M I L E  
O U  
DE L'ÉDUCATION.

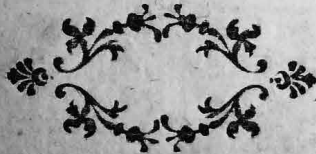
*Par J. J. ROUSSEAU,  
Citoyen de Genève.*

---

Sanabilibus ægrotamus malis; ipsaque nos in rectum  
genitos natura, si emendari velimus, juvat.  
SEN. *de irâ. L. II. c. 13.*

---

TOME PREMIER.



A AMSTERDAM,  
Chez JEAN NÉAULME, Libraire.

---

M. DCC. LXII.

*Avec Privilege de Noss eign. les États de  
Hollande & de Westfrise.*